

住宅用家屋証明申請書（兼証明書）

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

一般の住宅

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

(あて先) 兵庫県宝塚市長

証明申請者（租税特別措置法第72条の2、第73条、第74条、第75条関係）		
申請者 「新築・取得して居住する個人」(住民票の写しのとおり)	住所 氏名	
	(電話 — —)	
(代理人) 委任を受けた者が申請する場合	住所 氏名	
(電話 — —)		
住宅用家屋に係る登記事項	所 在	宝塚市
	家 屋 番 号	
	構 造	
	区分建物の耐火性能 (区分建物である場合に記入)	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
	床 面 積 (住宅用部分50㎡以上であること。)	㎡
	建 築 年 月 日	年 月 日 新築
	取 得 年 月 日	年 月 日 取得の原因(移転登記の場合) (1) 売買 (2) 競落
申 請 者 の 居 住		(1) 入居済 (2) 入居予定(別添「申立書」のとおり。)
工 事 費 用 の 総 額 ((ロ) (a) の場合に記入)		円
売 買 価 格 ((ロ) (a) の場合に記入)		円

宝資税証第 号

上記申請の家屋が、租税特別措置法施行令の規定に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県宝塚市長 森 臨 太 郎